

八戸プレミアム付食事券 参加店募集要項

1. 参加店募集概要

項目	内容
(1) 参加対象	<p>①八戸市内（南郷含む）において事業を営んでいること（当所の会員・非会員は問いません。非会員の方はこの機会にご入会をお願いします。）</p> <p>②食品衛生法第 52 条に基づく「飲食店営業許可」又は「喫茶店営業許可」を取得していること</p> <p>③飲食スペースを持つ固定施設を備える店舗があること</p> <p>④業界団体が示すガイドライン等に基づき、新型コロナウイルス感染症への適切な対策を行うこと</p> <p>⑤八戸市暴力団排除条例に規定する暴力団員又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する事業者でないこと</p> <p>⑥風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律に定める次の店舗・施設ではないこと</p> <ul style="list-style-type: none">・同法第 2 条第 1 項第 4・5 号に該当するもの（パチンコ店、マージャン店、ゲームセンターなど）・性風俗関連特殊営業及び当該営業に係る接客業務受託営業を行うもの。 <p>※その他、当所の判断によりお断りする場合がございます。</p> <p>⑦宗教法人法に規定する宗教法人でないこと</p> <p>⑧政治資金規正法に規定する政治団体でないこと</p> <p>※上記①～⑧の条件を満たした事業者であっても、次に列挙する店舗は本事業の対象から除きます。</p> <ul style="list-style-type: none">I. 社員食堂や学生食堂など利用者が限定される店舗II. 出前・テイクアウトの専門店III. コンビニエンスストアIV. カラオケボックス、ネットカフェ、漫画喫茶、ライブハウス等のスペース利用がサービスの対価となる業態。 <p>※ 1 店舗で複数の事業を営んでいる場合の業種は、前年度の売上が大きい業種を基準として下さい。</p>
(2) 参加費	無料
(3) 換金方法	<p>①毎月 1 回換金致します。請求書と食事券をご提出下さい。</p> <p>※振込手数料は当所が負担致します。</p> <p>※換金スケジュールは後日お知らせ致します。</p> <p>②換金請求の最終締め切りは、令和 3 年 3 月 5 日（金）となります。 期限を過ぎての換金には一切応じられませんのでご注意下さい。</p> <p>③現金での換金は致しません。</p>

2. 食事券利用方法並びに注意事項

- (1) 食事券は飲食のサービスを提供した時に受け取り、食事券額面分の金額を値引きして下さい。
- (2) 食事券額面以下の使用であってもお釣りは渡さないで下さい。
- (3) 代金不足分は現金等で受け取って下さい。
- (4) 使用期限（令和3年2月28日）を過ぎてから食事券を受け取らないで下さい。
- (5) 食事券を受け取った際には、食事券裏面に必ず店名印を押印して下さい。
- (6) 既に受領印があるものは受け取りを拒否して下さい。
- (7) お客様が使用する食事券について、偽造されたものでないかを確認して下さい。確認用に配付する見本と比較して色あいが明らかに違うなど、偽造された食事券と判断できる場合は、食事券の受け取りを拒否し、その事実を速やかに警察へ連絡するとともに八戸商工会議所へ報告して下さい。
- (8) 食事券と現金の交換は禁止します。
- (9) 食事券の偽造・悪用・再販・再流通・自店換金を禁止します。
- (10) 食事券を紛失・破損した場合、または盗難があった場合は、全て自己責任とします。
- (11) 食事券受け取り後の他者への譲渡等は固く禁止します。
- (12) 食事券の利用に関し、苦情やトラブルが生じ、店側の責めに帰すると認められる場合、自ら解決に努めて下さい。
- (13) 食事券の取扱に関し、当所から改善要請等があった場合は、それに従って下さい。

3. 参加店の責務

- (1) 食事券の利用可能店舗であることが明確になるよう、参加店用ポスターを利用者が分かりやすい場所に掲示して下さい。
- (2) 換金請求の際は、請求書の記載枚数と、食事券の枚数が一致していることを必ずご確認ください。尚、記載に誤りがある場合は事務局からご連絡致しますので、改めて請求書を発行して下さい。
- (3) 新型コロナウイルス感染拡大防止のため、次の事項について努めて下さい。
 - ① 定期的な換気に努めるようにして下さい。
 - ② お客様同士の距離を保つため、パーティション設置等の工夫をし、余裕を持った席幅として下さい。
 - ③ 店の出入り口・洗面所等には、手指の消毒が行えるようアルコール消毒薬の設置をお願いします。
 - ④ 不測の事態に備え、接客する店員の方は、マスクの着用にも努めるようにして下さい。
 - ⑤ 飲食店の方も、常に手洗い・うがいなどを励行し、体調管理に努めるようにして下さい。
- (4) 募集要項に違反する行為が認められた場合、換金の拒否、参加店の取消、又それによって損害金が生じた時は、その損害金を請求する場合があります。